

公益財団法人東京 YWCA 留学生助成事業  
奨学金小委員会運営規程

第1条（目的）

この規程は、「留学生の母親」委員会運営規程第14条の留学生奨学金事業の実施に係る奨学金小委員会（以下「小委員会」という。）の事業運営を定めることを目的とする。

第2条（小委員会の構成）

小委員会は、定款48条の会員個人であって、18歳以上の者のうち、別に定める「留学生の母親」運動に登録している人で構成し、理事会が選任し、代表理事が委嘱する。

- （1）小委員会の構成人数は、5人とする。
- （2）小委員会は、責任者を互選で選出する。
- （3）小委員会は、陪席者を要請することができる。

2 小委員会に担当職員を置く。

第3条（委員の任期）

委員の任期は4月1日から翌年3月31日までを1年度とし、連続して3年度、最長5年度まで延長することができる。ただし、3年度に達しない段階で何らかの事情で委員を続けられなくなったとき、委員は辞任することができる。

2 過去に当該委員の委嘱を受けたことがある者は、1年度限りの任期も可とする。

第4条（小委員会の開催と議事録）

小委員会は、定例会を年6回、必要に応じて臨時委員会を開催する。

2 小委員会は責任者が招集する。ただし、責任者に不測の事態が生じたときは、責任者以外の委員が招集することができる。

3 小委員会は、毎回の議事録を作成する。

4 議事録は、非公開とする。

第5条（奨学生の定義）

この規程でいう奨学生とは、東京 YWCA 「留学生の母親」運動奨学金（以下、「この奨学金」という。）の受給者を言う。

第6条（事業）

小委員会は次の事業を行う。

- （1）この奨学金の要項等募集に係る書類の作成
- （2）募集と選考
- （3）奨学生報告会の実施

#### (4) 奨学生サポート

##### 第7条（募集要項等の作成）

小委員会は、東京YWCA「留学生の母親」運動奨学金支給規程に基づき、要項と必要書類を作成する。

##### 第8条（募集）

小委員会は、この奨学金の募集を3月から東京YWCAのホームページで告知するほか、対象とする教育機関に要項を配布する。

##### 第9条（書類選考）

小委員会は、要項に基づき、次のように書類選考を行う。

(1) 応募書類の確認を行い、不備のあった応募者は不採用とする。

(2) 応募書類を別に定める点数表に基づき採点し、点数が高かった者の中から面接選考とする者を決める。

2 小委員会は、書類選考を終えた後、直ちに応募者全員に対し、選考の結果を通知するものとする。

3 小委員会は、応募者又は関係者からの選考に関する問い合わせには答えないものとする。

##### 第10条（面接）

小委員会は、面接日を設定し、面接まで進んだ者の面接日を調整し、1人につき20分間の面接を行うものとする。

2 小委員会は、面接まで進んだ者の全員の面接が終わった後、協議によってこの奨学金の受給者（奨学生）を決め、応募者本人に通知する。

##### 第11条（誓約書）

小委員会は、奨学生全員から誓約書及び奨学金を受け取る際の金融機関を記した書類を7月中旬までに確認する。

2 確認できなかった奨学生は、不採用とする。

##### 第12条（支給の手続き）

小委員会は、支給を決定した奨学生を「留学生の母親」委員会及び理事会に報告し、理事会の承認を経て、支給の手続きを行うものとする。

2 支給の額が当年度の予算を超えない範囲であれば、理事会承認は代表理事の承認に代えることができる。

### 第 13 条（奨学生報告会）

小委員会は、採用した奨学生を母親運動メンバー及び寄付者への紹介、また奨学生同士の交流や奨学生の状況やこの奨学金による成果を知ることが目的とした報告会を年間 3 回程度開催する。

### 第 14 条（奨学生のサポート）

小委員会は、奨学生が日本における留学生生活を支障なく送れているか、支給期間中 1 回程度面談を行い、奨学生をサポートする。

### 第 15 条（守秘義務）

委員の在任中及び退任後も以下のことを口外してはならない。

- （1） 個々の応募者について知りえた情報
- （2） 選考過程
- （3） 選考基準（採用不採用の理由）

### 第 16 条（個人情報の保護）

小委員会は、応募者の個人情報を含む書類を事務局に返却し、職員は適切に処分するものとする。

2 奨学金支給の結果は、職員がデータベースに入力するものとする。

### 第 17 条（規程の改廃）

この規程の改廃は、「留学生の母親」委員会及び平和と人権事業部会の議を経て理事会が行う。

### 附則

この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する